

社会保障こぼれ話

社会保障給付と団体交渉

(スウェーデン)

一般に、北欧諸国は社会保障制度が発達しているといわれている。ところで、北欧の国々では、労働組合の積極的な活動がなかったならば、今日の社会保障制度は実現できなかつたであらうといわれている。

スウェーデンの社会保障制度にも、そのようなことがいえるが、この国の労働組合連合（LO）の指導者は、この国の社会保障の発達について、労働組合の果した役割を強調している。それはともかく、LOからの連絡によれば、LOとスウェーデン使用者連盟（SAF）は、1971年3月の団体交渉で、賃金問題とともに疾病時の現金給付と年金の早期受給を取上げた。

それらの交渉事項のうち、賃金問題は、結局、2月末より活動を開始した政府の調停委員会に委ねられ、疾病給付と年金はLOとSAFの間で直接的交渉が続けられた。前者の賃金交渉では、低賃金労働者に特殊な賃金を加える問題について、調停委員会の活動は、容易に解決をみいだすことはできなかつたが、社会的給付の交渉では、LOとSAFの間で基本的なある合意が得られた。

社会的給付にかんする交渉のうち、疾病給付では、1年間に30日以上疾病となつた労働者

が、疾病保険で支給される現金給付の最高額を受給するということが要求された。また、年金では、67歳で公的年金の支給が開始されるまで、65歳から使用者により年金が支給されることが要求されていた。もっとも、これらの要求に対して、LOとSAFが原則的には意見の一一致をみいだしても、年金には技術的な面からの問題もあり、要求の具体的な実現を求めて、その後も交渉が続けられた。

いずれにしても、LOの要求はSAFによって一応うけいれられたが、これらは労使間の団体交渉により、社会保障の給付を補足しようとするもので、しかも、その補足は使用者の財源によって行なわれる。このように、この国では、社会保障の領域が団体交渉で取上げられており、また、LOが政府に直接に働きかけて、社会保障が改善されている。後者の例では、医学的な証明がなくても、年金の早期受給が認められるようになった。たとえば、特殊な疾病や肉体的な欠陥がなくても、長年困難な作業に従事してきた労働者は、年金年齢以前に年金を受給できる。このように、LOは社会的給付の改善に積極的な活動を展開しており、社会保障制度の発達に大きな役割を果している。

(平石長久 社会保障研究所)

編集後記

冬には、よく富士が見える。とくに、前夜雨や雪の降った朝それも北西の風が強い朝には、空は抜けるように青く、美しい富士も近く見える。夜明けに、まだ現れない太陽に、富士だけが明るく映え、夜が明けるにつれて、それは純白に変る。眼鏡でみると、風の強い日には、稜線に雪煙りが吹き上げられている。そして、夕方、夕映えの空には、逆光の中に浮かぶ富士の黒いシルエットが、一日の終るのを告げている。ところで、自然崩壊による富士の変形が案じられている。しかし、自然な崩壊はいわば天の摂理で、所詮、人間の手に負えるものではない。それよりも、人間による自然の破壊を真剣に案じるべきだ。

(平石)

海外社会保障情報 No.17

昭和47年1月25日発行

編集兼発行所 社会保障研究所

東京都千代田区霞が関
3丁目3番4号
電話(580)2511~3

納 研友社印刷